

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第29回）

議事録

日時：令和3年8月19日（木曜日）14時00分～15時40分

場所：Web会議

【議題】

- 議題1 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について
- 議題2 新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性について

【議事要旨】

○川瀬小委員長 定刻となりましたので、ただいまより、第29回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきたいと思っております。本日も御多忙のところを御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、本日は、臨時委員12人のうち、現時点で11名の御出席を確認させていただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。

今日は渡井委員が御欠席と承っておりますが、残りの11人の皆様にはおそろいいただいておりますので、これをもって開会させていただきたいと思っております。

それでは、冒頭、飯田貿易経済協力局長から一言御挨拶をお願い申し上げたいと思っております。飯田局長、どうぞよろしくお願いたします。

○飯田貿易経済協力局長 貿易経済協力局長の飯田です。本日は、川瀬委員長をはじめとしまして委員の皆様方には、お忙しい中を御出席賜りまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日は議題が2つございまして、1つは、アンチダンピングの課税延長調査の結果の御報告、もう1つは、先月開催いたしました前回の小委員会に引き続きまして、CVD、補助金相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性について御審議をいただきたいと思います。しております。

前回の小委員会では幾つか論点が明確になってきたと思っております。1つは、他国

の補助金の情報の入手が非常に難しいということについて、方向性を同じくする各国の調査当局との情報共有の仕組みの構築が必要ではないか、あるいは、官民それぞれが情報収集しているわけですが、それをどう共有していくのかといった論点が提示されたと思っております。

それから、2つ目は、報復の懸念ということについて、これは従来から御指摘がありますが、報復の可能性をゼロにすることは当然できないわけですが、そういったことを念頭に置きながら、報復リスクについて十分に理解した上で対応していくということだと思いますので、それを日本としてどうしていくのか。それから、ほかの国との連携をどのようにしていくのか、また、報復をしかねない国との関係において、どうチャンネルをつないでそのリスクを低減していくのか。こういったことが重要ではないかと思っております、今日も御議論いただきたいと思っております。

それから、CVDそのものについて、企業に活用していただきたいと思っておりますが、やはり認知度が不足しております。川瀬先生にはアンチダンピングでも相当お世話になりましたけれども、ADは大分浸透してきたと思っております一方で、CVDについては、実際に調査を含めて執行していないということもあり、まだまだ産業界の認知度は低いという御指摘がございまして、アウトリーチをどうしていくのかということも論点として提示されたと思っております。

そういった御提言と、これまでの私どもの検討をベースとして、小委員会として是非、御提言をいただきたく、本日は、その粗々の案を御審議いただきたいと思っております。

委員の先生方からの御意見、前回の小委員会の議論、そして、個別に議論させていただいた御意見は極力取り込んでいると思っておりますけれども、今日はあくまでも素案ですので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますし、また、この提言を出すことによって、先ほど申し上げましたとおり、産業界としての認知度あるいはそれを活用しようとする意欲につながるような、そういう提言等をさせていただければ大変ありがたいと思っております。

先日は新聞にも取り上げられ、海外からの関心も非常に高まっておりますし、しっかりとしたメッセージを発信できればと思っておりますので、川瀬委員長をはじめとする委員の皆様方には、ぜひ率直かつ忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長 飯田局長、ありがとうございました。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。議題は私のほうから本来御説明すべきところですが、飯田局長が全部御丁寧に説明してくださいましたので、改めて申し上げます。

韓国産と中国産の水酸化カリウムの不当廉売関税の課税期間延長、それから、相殺関税の利活用に向けた課題と対応の方向性について、この2点について今日は委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

本日の議事録は後日公開することになってございますので、併せてよろしく御認識おきをお願い申し上げます。

それでは、まず、最近の貿易救済措置の執行状況に関する議題として議題1から取り扱いたいと思います。三輪田室長からの御説明を15分程度予定しておりますので、この間、適宜、カメラを切ってお話を聞いていただければと思っております。

それでは、三輪田室長、よろしく願いいたします。

○三輪田特殊関税等調査室長 川瀬先生、ありがとうございます。

それでは、1つ目の議題、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長」について御説明させていただきます。

まず、調査の概要につきまして、

こちらは、平成28年から令和3年すなわち今年の8月までということで、韓国に対して49.5%、中国に対して73.7%の不当廉売関税を課税しております。

今年の8月にこちらの課税期間が終了となりますところ、昨年7月に、カリ電解工業会から、韓国及び中国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について申請がございました。これを受けて、昨年の8月から調査を開始したものでございます。

水酸化カリウムですが、主な用途としては、液体石鹼や洗剤の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液など、非常に幅広い用途で使われている基礎的な化学品になります。

調査対象期間は、課税前の平成27年1月1日から令和元年12月31日ということで調査を実施いたしました。

次に、水酸化カリウム産業の現状でございますが、水酸化カリウムの生産国は、中国、韓国、米国といった国が多くなっております。平成28年の課税措置後に、中国産の水酸化カリウムの輸入がたまってございました。他方、韓国産については、課税前よりは数量は減っているのですが、引き続き輸入があったという状況でございます。

韓国産については、一部輸入されていたところが、価格も引き続き低いという状況もございまして、日本国内の生産者さんたちが、そうした韓国産の安い価格の水酸化カリウムというものがあつたので、製造原価に見合った形で製品の価格に転嫁できなかつたということもあり、非常に損害を受けやすい脆弱な状況が続いていたという状況でございます。

こうした状況の中で、昨年8月に調査を開始したところでございます。今年の5月に重要事実の開示ということで調査結果を一旦まとめて提示をしまして、その後、利害関係者による意見の表明等の機会を経て、今年の8月にこの課税期間の延長についてということで閣議決定をいたしました。

次に、調査の具体的な内容について御報告いたします。

まず、韓国ですが、先ほども申し上げたとおり、水酸化カリウムの輸入は非常に少なくなつてはいたのですが、引き続き正常価格と輸出価格を比較すると、入ってくる製品の価格が非常に安いという事実が認められました。不当廉売差額率66.51%ということで確認しております。

さらに加えて、韓国の供給者の状況を確認しましたところ、相当程度の余剰生産能力が引き続き見込まれるということ、また、増産も見込まれているということが確認されました。したがって、再び課税期間が満了した後、課税がなくなってしまうと、こうした被害がまた拡大をするおそれがあるということが認められました。

次に、中国の状況でございます。先ほどお伝えしましたとおり、中国については、課税開始後、輸入が止まつておりました。ただ、中国から第三国に対する輸出の状況を確認しましたところ、こちらは非常に安い価格での輸出が行われていることが確認をされました。

加えて、中国についても相当程度余剰生産能力があるということ、そして、増産も見込まれているということも確認をされましたので、こちらについても課税期間が満了した後に再び国内産業に対する被害が再発するおそれがあるということが認められたところでございます。

こうした形で、課税期間の満了後に、再び中国も韓国も同様に、本邦産業の損害が継続または再発するおそれがあるということが確認をされましたので、課税を延長することによって結論づけたものでございます。

以上が1つ目の議題の水酸化カリウムの課税期間の延長についての御説明になります。

○川瀬小委員長 ここは通常のいわゆるサンセット・レビューということによろしいわけですね。どうもありがとうございます。

それでは、本件に関しまして、委員の皆様方から御質問あるいはコメント等がございましたら、適宜、お願いをいたします。

御発言のある委員におかれましては、Teamsの挙手機能を使われるか、あるいは、マイクをオン、カメラをオンにして、御発言の向きをお知らせいただければ幸いに存じます。どうぞよろしく願いいたします。

河辺委員、どうぞよろしく願いいたします。

○河辺委員 日化協の河辺でございます。御説明、ありがとうございます。少しコメントをさせていただきたいと思えます。

今回の調査の結果、再発のおそれがあるということで、継続しなければならない状況となったことは、とても残念なことだと感じております。単純な比較は必ずしも正しいとは言えない点がありますが、当初のアンチダンピング調査と今回の延長の調査における、不当廉売差額率を単純に比較しますと、中国は91.66%から51.02%へと、輸入数量減少に加え、アンチダンピング課税の効果が見られたと認識しています。

一方で、韓国は59.95%から66.51%へと悪化しております。アンチダンピングがなくなっても、再発のおそれがないとは考えにくいと思われまます。今回の延長措置は非常に納得できるものと思えます。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。

そのほかの委員、何かコメント、御質問等はございますか。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 川瀬先生、どうもありがとうございます。それから、三輪田室長、丁寧な御説明をどうもありがとうございました。課税の延長に異存ございません。

2点ほどコメントさせていただきます。今の河辺さんからのお話と少し似ていますが、中国からの輸入が課税期間中に減って、韓国からの輸入が一時減ったものの増加に転じており、また韓国の不当廉売関税率が49.5であるのに対して不当廉売差額率が66.51であるということで、すなわち、韓国が課税期間中に輸出価格を、17%程度引き下げた上で日本向けの輸出を継続していると理解しております。

これを受けて、不当廉売関税制度において政府の職権での事情変更見直しはできないと思えますので、ぜひとも申請者の方々がこの状況をモニタリングして、日本政府に対して必要に応じて事情変更見直し申請を行っていただく局面にあると感じています。

次に、これと関係することですが、事情変更見直しの制度について、御存じのとおり、

アメリカでは、AD措置の開始1年ごとにアニバーサリー・デートといって、商務省が年次見直し調査などに関するノーティスを発出しており、国内産業にとって見直し調査を申請しやすい環境が整えられていると思います。日本においても同様の運用を行うことができないか等について、日本政府に御検討いただけるとありがたいと思います。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございます。

そのほかの委員、何か御質問、コメント等がございましたら、適宜、お願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、三輪田室長、私のほうから一言。今回は通常のサンセットということでのよろしいわけですね。最近、御案内のとおりだと思いますけれども、EUとロシアのDS494、韓国とアメリカのDS553など、具体的にサンセットで一体どういうことが求められるかについて、パネルレベルではありますけれども、判断が出てきております。以前のサンセットに関する判断というのは、ほとんど解釈論のところまで議論が決してしまっていて、具体的にAD協定11条適合的なサンセット・レビューを行うためには一体何をすべきかに関する議論が具体的になされる局面がなかったわけですが、最近、2つばかりこういう事例が続いております。

このあたりについては、判断の内容について十分注意をされた上で今回の調査が行われたと理解してよろしいのでしょうか。

○三輪田特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。今、皆様からいただきました点は、今回の件はあくまでサンセットという形で要望があったところで、ルール上は、たとえ調査をした中でその差額が広がっているということが分かったとしても、関税率自体は変えられないということで、この価格については単純に維持という形での結果になっております。

ただ、一方で、先ほど宮崎委員からも御指摘がございましたとおり、こういった事情に応じて、もし関税率を変える必要があるという状況であれば、新しく申請をしていただくことにより、こうした関税率も変えていくことができるかと思っております。そういったところは業界の皆さんといろいろとご相談をしていく中で、こうしたやり方があるということはしっかり御説明をしていきたいと思っております。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございます。

私が質問した点に関しては、お答えはいかがでしょうか。

○三輪田特殊関税等調査室長　　これは制度にのっとってということで、確認をした上で

やっております。

○川瀬小委員長 ケースもきちんと研究はされているということによろしいわけですね。分かりました。どうもありがとうございます。

この件につきまして特にこれ以上御意見がないということであれば、議題を先に進めさせていただきますかと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、「新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」でございます。これは7月1日の小委員会で既に皆様方から御意見を伺って、議論をさせていただいたわけでございますが、事務局のほうでその節に頂戴した御意見や御議論を踏まえて、今日の提言の素案を作成させていただきました。

今日は、まず、こちらを事務局のほうから御説明いただいた上で、これに基づいて皆様と御議論させていただきたいと存じます。

では、20分ぐらいを予定しておりますが、三輪田室長のほうから、資料2に沿って御説明をいただきたいと思っております。

この間は、適宜、カメラはオフにしてお話しをお聞きいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○三輪田特殊関税等調査室長 ありがとうございます。

それでは、2つ目の議題、「新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」について、資料を2つ御用意させていただいております。

まず1つ目は、前回、皆様に御議論いただきました際に御指摘いただいた内容を、課題ごとに一度整理した上で並べております。

課題の1つ目は、補助金の情報の入手が困難ということでしたが、この点については、例えば、CVDでも、競争当局間でのネットワークを構築するというようなこともあるのではないかという御意見や、調査開始に必要な申請に当たって、証拠を集めるということは負担が大きいというご意見、それから、そういったところに対しては、日頃から官民連携を進めていく必要があるといった御指摘がございました。

さらに、補助金はなかなか見つけにくいという状況の中で、一企業ではなかなか情報が把握しにくいと言うご意見や、調査開始時点でどの程度の情報を集めればいいのかといったところが分からないので、やはり政府のサポートが大事であるといった御指摘がございました。

また、CVDについて課税の効果がなかなか見通しにくいといった点については、CVD措置の経済効果を見計らうタイミングや、費用対効果の判断がしづらいという御指摘がありました。

他方、高い効果が得られるならば業界は活用しやすい、ということであれば、FAをどう考えるのかということも検討すべきという御意見がございました。

課題の2つ目ですが、相手国からの報復の懸念ということが上げられました。この点は、政府間でしっかりチャンネルをつくりながら、関係ないところで報復されるというような事態に直面しても、その懸念をしっかりと払拭するために、政府間で緊密なネットワークをつくりながら対応していくことが重要という御指摘がございました。

課題の3つ目は、CVD措置の認知度の不足についてということですが、ADとはまた少し状況が異なっていて、補助金のほうは、さまざまな製品と関係していて部署がまたがっているという実態もあるので、AD以上に情報共有の仕方が難しいといった御指摘がございました。

そうした状況の中で、産業界に対しては制度を積極的に活用することが自社の利益になるということとともに、国際社会における法の支配にも寄与するという意識を持つように働きかけることが大事、という御指摘がございました。

そして、こういった点は消費者に対しても十分に働きかけをしていくことが大事であるという御指摘をいただきました。

その他といたしまして、この課題全体に関わるものではございますが、CVDの活用促進として、国際法として正当なツールを活用できるようにしておくことは、国家とステークホルダーの利益を確保する上で重要という御指摘をいただきました。

公平な競争環境を整えるためには、CVD措置が非常に重要であるといったコメントをいただきました。

他方で、CVD措置の濫用への懸念というところも御指摘があったところでございます。この点は、前回の資料でも例として挙げさせていただいた欧州によるエジプト企業へのCVDというところに対しても、そこまでやって大丈夫なのかという疑問があるというお話、それから、米国の為替操作に対するCVD措置発動など、こうしたところでいろいろと動きがあるので、しっかりと注視をしていくことが必要という御指摘がありました。

さらに、調査当局の体制も充実していくことが必要であるという御指摘をいただきました。

こうした御意見を踏まえて、提言案という形で、前回、パワーポイントの資料でお示しいたしました内容全体を文字で落とし込んだ上で、頂戴いたしました御意見等をそれぞれの課題への対応として入れ込んだ形にさせていただいております。

まず、「はじめに」におきまして、先に頂戴した御意見を、なぜそもそもこういったことを検討する必要があるのかということで、「国際法上正当なツールを活用できるようにしておくことは、国家とステークホルダーの利益を確保する上で重要であり」という形で入れ込ませていただきました。

その後、現状認識の部分は、前回資料の内容を文字に落とししたものでございます。

これに加えて、素案全体におけるプラスαの部分を中心に御紹介させていただきますと、4ページですが、日本の過去の発動事例ということで、韓国産のDRAMの例を少し丁寧に御紹介しております。

それから、今回の提言の趣旨ということで、産業界の皆様にもぜひCVDの措置について御理解をいただいて、活用をしていただくために、産業界での実際の実例を紹介させていただくという趣旨で、CVD措置を含む貿易救済措置の活用に向けた産業界の実例ということで、鉄鋼業界のADモニタリングシステムについて、それから、19ページでは、化学業界の実例ということで個別の実例を御紹介しております。

こういったことも参考にさせていただきながら、各業界の中でぜひ検討していただきたいと思っております。

以上を踏まえて、今回の各課題に関する今後の対応の一定の方向性ということでまとめさせていただいております。すなわち、「米国やEUなど日本と価値観を共有する国々がCVD措置を戦略ツールの一つとして使っており、自由貿易体制のアップグレードを支える経済秩序の形成という観点から、日本においても、公平な競争条件の確保に向けて、他国による市場歪曲的な措置に対しては、AD措置だけではなく、CVD措置も適時に活用できる環境を整備することが望ましい」ということで、一定の方向性を示させていただいております。

この方向性に対して、実際には、これまで述べてきたとおり、CVDの活用に向けて各種の課題があるということが今回明らかになって参りましたので、3つの課題に沿ってそれぞれ対応を記載しております。

まず1つ目は、補助金の情報が集めにくいといったところで、各企業さんが申請をする

に当たって、なかなか情報が集められないので、どれぐらいの情報を集めたらいいのかが分からないといった御指摘がございました。

こういったところに対しては、経済産業省としてより一層情報を提供していくということに加えて、CVDの申請に必要な情報についてのガイダンスを示していく、個別の案件の事前の相談についても、相談の初期の段階からきめ細かく対応をしていく、ということも重要になるかと思えます。こういったところを産業界の皆さんと一緒にしっかりと進めていきたいと思っております。

加えて、そもそもどういった補助金があるのかということについては、各国の調査当局間で補助金の情報を共有していくという取組もしっかり進めていきたいと思っております。

課題の2つ目は、報復の懸念についてでございます。報復というのは、あるときはある、とはいつつも、そうした懸念が存在する相手国に対しては、調査当局としてのチャンネルだけではなくて、さまざまなチャンネルをしっかり維持しつつ、国際的にもほかの国とも協力をしながら対応をしていくことが重要になると考えてございます。

最後の課題になりますが、認知度が未だ高くないという点については、先ほどもお話ししたとおり、アウトリーチ活動として、産業界に対する積極的な情報提供をより一層進めていくべきであると思っております。

このとき、産業界、そして消費者の皆様を含めた国民全体に対して、他国の不公正な貿易措置に対してこうした措置をルールに従って十分に活用していくということが、一企業の利益だけではなくサプライチェーン全体の維持にもつながるということを、しっかりと発信をしていくということを記載させていただいております。

「最後に」というところですが、こうした現在の貿易動向に対して、必要な場合にはCVDを活用していくための課題等だけではなく、気候変動への対応や、サプライチェーンのより一層の複雑化といった状況を背景としまして、貿易環境が目まぐるしく変わってきている中で、既存の貿易救済措置のルールを執行するというだけでは対応できない問題も出てきているかと思えます。こうしたところでどういう形で対応していけるかということは今後引き続き検討していくことが重要だと考えておりました、この点は、新たな問題に対するCVDの活用といったことを今後の課題としてさらなる検討が必要であるという形でまとめさせていただいております。

なお、別添2と別添3を添付させていただいております。

まず、別添2ですが、2月から実施をしておりました有識者の方々に対するヒアリングの中で、例えば、課題1に関連して、どの程度の補助金の証拠を集めればいいのかといったことに対して、判例をもとに、CVDの調査実施に当たって主な柱となるところを幾つか整理をいただきましたので、こういったものも参考として検討させていただいております。

それから、別添3につきましては、こちら有識者へのヒアリングの中で、相殺関税措置に関する最近の文献を幅広く調査していただいたものでございます。その上で、こうしたさまざまな文献を、今後、CVDに関してどういった議論があるのかといったことを見たいという方が参照できるように、一覧にさせていただきました。御参考までに添付させていただきます。

以上が議題2に関する御説明でございます。

○川瀬小委員長 三輪田室長、どうもありがとうございました。

それでは、これから討議に移りたいと思いますので、皆様、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

今回も前回と同じスタイルで、お一人お一人2～3分程度の時間で御発言をお願いしたいと考えておりますが、前回、藤岡委員だったかと思いますが、今度は順番を逆にしたいという御要望がございまして、和田委員からは、「私はアルファベットでやっても仮名でやっても最後なので、慣れております」という御発言もありましたので、今日はぜひ逆から御意見を伺うことにさせていただきたいと思っております。

それでは、今日も最後だともしかして思っていらっしゃったかもしれませんが、トップバッターは和田委員でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○和田委員 御配慮いただきまして、ありがとうございます。

お取りまとめいただき、ありがとうございました。前回の議論、意見交換の結果も反映していただいております、特に付け加えることはないのですが、今回の報告書のドラフトでもお示しいただいているとおり、公正な競争をゆがめるような補助金に対するツールを国としてしっかり持っていることが大事であり、加えて、それをしっかり活用できる状況をつくっていくことが必要ではないかと思っております。

そういう意味で、前回の議論で皆さんから御発言のあった情報収集ですとか各国のプラクティスをよく学ぶといったポイントも提言の中に入れていただいておりますので、大変ありがたいと思っております。

CVDに関することではなくて、むしろその前提として、そもそもこういう相殺関税を発動しなくていいような状況をつくるのが本来的には最も望ましいと考えておりまして、そういう意味では、この報告書のマンデートの少し外側になってしまうのかもしれませんが、経団連といたしましては、産業補助金に関する国際的な規律の在り方をルールとしてしっかりとアップデートしていく必要があると思っております。

直近ですと、日米欧三極貿易大臣会合でも、鉄鋼業界の補助金問題を含めていろいろ御議論いただいていると思うのですが、今年のG7でも、WTOベースで補助金協定について見直しを議論する必要があるということにも言及されているようでございます。特に最近、各国がサプライチェーンの強靱化や、コロナ・パンデミック対応ということで、様々な補助金を入れていることがどういう影響をもたらすのかということも含めて、公正な競争条件をゆがめるような補助金の在り方について緊急に取り組むべき優先課題ではないかと思っております。

この報告書に記載されていることはもちろんですが、その外側ではありますけれども、産業補助金に対する規律の在り方をしっかりとアップデートしていくということについても、ぜひ今後御検討いただけたらと思っております。

先ほど御紹介のあったアウトリーチの必要性ですが、この相殺関税という仕組みそのものについての認知度を高めていくことは重要なことだと考えておりますので、経団連といたしましても、引き続き御協力させていただきたいと思っております。

コロナ禍でオンラインセミナーが一般的になり、経団連も全国の会員企業の皆さんにオンラインで様々な会合を通じて情報提供する仕組みが整ってきておりますので、そういうことも活用して、普段こういう話題になじみのない企業の皆様にも情報をお届けするお手伝いができると思います。ぜひそのあたりについては経産省さんとよく連携をして対応させていただきたいと思っております。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。おっしゃるとおり、私も、補助金の規律に関しましては、三極貿易大臣会合もどちらかといえば過剰生産能力の問題を念頭に置いて提言をしていますので、例えば、中国の製造2025のような産業政策を念頭に置くと、既に古いという印象を常日頃から持っております。

そういう意味では、相殺関税も含めまして、WTOの紛争解決手続、あるいは新しいルールを使った包括的な補助金規律の強化による公平な国際競争環境の確保・整備ということが必要かと思っております。誠にありがとうございました。

次の渡井委員は御欠席でございますが、渡井委員からコメントをいただいておりますので、私から代読させていただきます。

「貿易救済措置の活用に当たっては、産業界に対して制度の認知を図ると同時に、時宜を得た申請を可能とするような体制の構築が重要である。

国内産業の保護を実現するためには、経済産業省から産業界への情報提供に加え、法律事務所から十分な支援が得られるよう、連携の方法を検討することが望ましいと思われる。」

このような御意見をいただいておりますので、渡井委員に代わりまして、私のほうから御紹介をさせていただきました。

それでは、次に参りまして、五十音順で、唯根委員、よろしく願いいたします。

○唯根委員　ありがとうございます。唯根です。

今回の提言の中には、幅広く国民全体ということで、私どもユーザーも視野に入れていただけて、ありがたいと思います。

全体としては非常に分かりやすく、私でも理解できるようになったと思います。あとは私たち一般的な国民にどうアピールしていただけるかというところを更に工夫していただけたらありがたいと思いました。

報告書の最後の文脈のところですが、今、私たちはSDGsの実現を目指して様々な取組を消費生活の中で進めておりますので、「SDGs」という文言についてもどこかに触れていただけたらいいのではないかと思います。「サプライチェーンのグローバル化の進展」とか「カーボンニュートラルの実現」という言葉も出てきていましたので、どこかにそういう文言を入れていただけるのではないかなと少し感じました。

○川瀬小委員長　唯根委員、どうもありがとうございました。「SDGs」の追加については、事務局のほうでまた後ほど御検討ください。

それでは、今度は宮本委員、よろしく願いいたします。

○宮本委員　宮本です。御説明、ありがとうございます。当委員会の提言の中身も、皆さんもおっしゃっていましたが、これまでの議論を積み上げてしっかりまとめていただけており、違和感ありません。ありがとうございます。

私のほうからは、2点、若干、外側の提案とコメントになるかもしれませんが、まず1つ目は、補助金の情報の入手が難しいことが日本のDRAM関連の発動事例からもよく理解できましたし、あと、少し気がかりになったのは、提言の最後のところで、「米国が他

国の為替操作にCVD措置を発動している」という点です。これは日本にとっても気がかりな点になるのではないかと感じました。

さて今後、これらの課題対応として、調査当局間のネットワークの活用ですとか、官民情報の共有等を上げられています、これらに加えて、提案としてですけれども、日本の官と米国・カナダ・EUの官、官同士での人材交流を促進してはどうかと思います。

既にいろいろな形で交流は実施されているものと了解していますが、今回のCVD対応もさることながら、日本のインテリジェンス機能を強化していく、あるいは、将来的に日本にとって肝になる分野の国際的なルール形成の場に日本が割り込んでいくという観点から、官としての取り組むべき活動領域に濃淡と優先順位をつけて、より体系的・継続的な人材交流に取り組んではどうかと考える次第です。

具体的には、価値観を共有する国々と2～3年ぐらいお互いが相互出向の形でコワーキングして、実際にモノとか政策を動かしている人たちのドライバーズシートの隣でまず違う景色を見ながら、将来的には日本の側がドライバーズシートに座って隣の助手席に各国の仲間にも座ってもらうようになればよいと思います。

これはこの小委員会の議論ではないとは思っているのですが、20年ぐらいの計で、こういった地に足のついた官の人づくりを今からでも始めて、組織の能力ですとか形態を長期的に前向きにトランスフォームしてはどうか、というのが1点目です。

2点目は、既に皆さん触れられていたアウトリーチの件で、今回、消費者を含めた国民全体に対して、正当なルールの重要性の意義を発信していくということに言及されている点は重要だと考えました。

消費者目線からすると、他国の市場歪曲的な補助金貿易でも値段が安くなったらいいんだろうという、一旦はメリットを享受できるのではという見方が結構多いとは思っていますが、やはり公正で自由な貿易の大切さというか、自由貿易も万全ではなくて、都度、課題解決に向けて、国や地域を越えた連携が必要になってくる訳です。

この点に関して、官・学・民間企業、そして我々のような業界団体のみでは解決・実行できる分野というのはどんどん狭まっている一方、消費者、生活者の役割・関与の重みが増してきていますので、官も民もしっかりと消費者に寄り添って、共に社会課題を解決していく姿勢がやはり重要になってくるのではないかなと考えます。消費者としっかり寄り添っている政策・施策に対しては、例えば、我々がCVDを発動したとしても、発動された側も報復はなかなか難しいのではないかと考えている次第です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、宮崎委員、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員　　ありがとうございます。前回、7月の回でたくさん意見を述べさせていただきまして、報告書あるいは意見に反映いただき、ありがとうございます。そして、鉄鋼業界にも聞いていただいた上で取りまとめていると伺っていますので、私はこの内容について異存ございません。

繰り返しになりますけれども、日本政府がWTOルールに即して動くということが非常に重要だと思っておりますので、いろいろと環境が変わり新しいことが動いていく中でも、常にWTOのリニューアルということも含めて御検討いただけるとありがたいと思います。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、三石委員、よろしくお願いいたします。

○三石委員　　三石です。提言内容を非常に分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。

個別の話に関して私のほうからは特にはないのですが、皆さんの御意見等をお聞きしていて、可能であればという程度なのですが、1つは、補助金協定における補助金というのは、皆様御存じのとおり、日本の国内法における補助金の概念と大分違い、より広いレベルで定義されていると思います。

したがって、課題のところ「補助金を見つけること」というところがあって、そこに「低利融資や利益性の低い事業には投資」といった具体例が出ているのですが、いろいろな具体例があると思うので、もし可能であれば、ここには、読んでいる人がアウトリーチ活動をされるときに、「こんなもものも補助金になるのだ」ということが分かるような形で、例えば、「出資」や「債務保証」、「減税」といった個別の具体例をいくつか入れておいていただけると、初めての人にも分かりやすいのではないかなという気がいたします。

それから、もう1点は、アウトリーチに関して、法科大学院その他もちろんのこととして、あとは、企業の法務部の人たちを明確にターゲットとして入れておくということも大事なのではないかと思っております。取引をやっている営業部門の人たちはもちろんですが、同時に、会社というよりも、法務の担当者に対して、こういうことを理解して欲しい、という明確なメッセージをしっかりとお伝えしておいたほうがいいのではないかと思います。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。補助金性を認められた——協定上の

用語でいうと「資金面での貢献」という言い方をしますけれども、これは非常にいろいろなバリエーションがございますね。私も、補助金に関しては授業で学生にいろいろな例を示しておりますが、一番面白い例は、エアバスの事件で出てくる話ですけれども、「滑走路の拡張をしたら補助金だと言われた」といったこともあるわけございまして、CVDあるいは黄色の補助金、赤の補助金となりうる資金面での貢献にはいろいろなケースがあると思います。これは通商機構部のほうでも不公正貿易報告書などとの関係でいろいろな情報をまとめていらっしゃると思いますので、例えばこんなものがWTOでは補助金制が認められた、あるいは、利益性が認められた、ということ簡単な資料としてホームページに載せるのは大変有効かと思えます。現物支給をはじめ、専門家目線で見ると、とても興味深い例が多数ございますので、ぜひやっていただけたらいいと思います。大変ありがたい御指摘として承りました。ありがとうございました。

それでは、藤岡委員、よろしくお願いいたします。

○藤岡委員　ありがとうございます。大変よくまとまり、また、子細に検討をされた論旨明快な報告書をいただきまして、私は本日の報告書に全面的に賛成でございます。

特に、22ページにもございますけれども、「他国の不公正な貿易措置に対してこうした貿易救済措置を通商ルールに従って活用することが、一企業の利益にとどまらず、国内生産拠点の維持により国民生活の安全につながるとともに、国際社会における法の支配にも寄与するといった政策的意義についても発信していくことを心がけるべきである。」と、前回もこのような趣旨のことを発言いたしましたけれども、この点について明確に記述していただいたことは、大変重要なことであり、賛意を表する次第でございます。

また、今回の報告書では大変に広範な検討がなされておまして、例えば、4～5ページにかけては、2006年に行った我が国唯一の事例である韓国産DRAMの問題について、これはパネルに提訴され、更に、上級委員会にも上訴されて、一部、補助金の償却期間について議論があったといったことが記載されています。これは我が方がCVD措置を打った唯一の事例であり、かつ、WTOのプロセスにも持ち込まれたという意味でも、貴重な事例でございますが、その点についても今回報告が記載されている点は、大変ありがたく存じました。

また、既に他の委員からも言われましたが、例えば、業界団体として、貿易統計を基にADモニタリングシステムを構築されているといった事例が示されたことも大変に敬意を表すべき点であり、これは正直言って鉄鋼連盟は組織その他において最も充実している団

体であろうということは承知いたしておりますが、他の業界団体にとって、一つの範になるのではないかと思います。

加えて、別添2では、高崎経済大学の梅島先生から、過去のCVD措置の争点等についても非常に子細にまとめていただきまして、今回の報告書は今後のCVDの活用について大きな基本的な文書となるのではないかという感じがいたしました。

コメントばかりですが、そういった点で賛意を表しております。

1点だけ、これもコメントでございますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けても、現在、各国で、もちろん日本でも重要な政策課題でございますが、EUの炭素国境調整措置（CBAM）についての議論がなされております。この点については、常にWTO協定整合性の問題が議論になってまいります。補助金協定でも、例えば、国内で消費される同種の産品に賦課される間接税の額を超えない額の輸出時の払戻しは輸出補助金に該当しないといった規定がありますが、個々の事例について、それが同規定に整合的なものであるか等々、一つ一つ子細に制度設計や運用実態がWTO協定整合的であるのか、検討する必要があります。更に、個々の規定に対する整合性が認められないとしても、GATT20条の正当化事由に該当し、不整合性が阻却されるのかといった議論があると思います。

いずれにいたしましても、重要な政策であるカーボンニュートラルの実現に向けて炭素国境調整措置が今後議論になっていくと思いますが、他方で、国際貿易及び国際経済の基本的な協定であるWTO協定との整合性ということについては、常に議論の対象になるのではないかという点を申し添えたいと思います。

以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。おっしゃるとおりかと思います。

まず1点目、今回の報告書の資料性について大変高く評価をしていただきまして、本当にありがとうございます。補助金・相殺関税というのは、WTOのいろいろな規律の中でも最も取っつきにくいものの一つでございますので、こういう形のを日本語で、簡単に、無料でアクセスできるような形で合意いただいたということの意味は非常に大きいと思います。

ただ、問題は、アウトリーチの話や人材育成の話が出ておりますが、こういう資料を見たときに、「おっ、これはどうも使い勝手がいいじゃないか」、「これはどうもうちの会社に関係あるぞ」ということのアナテナが立つ方が企業・業界の中にどのくらいいるか、と

いう点が大変重要なのではないかと思います。

それから、カーボンニュートラルの話はいろいろ論点がございまして。私事で恐縮でございますけれども、私も経済産業研究所において、この炭素国境調整措置の研究に着手いたしました。この7月に出てきたEUの法令案も一筋縄ではいかず、中身を理解するだけで難儀なもので、環境経済、環境法の方の手を借りながら、今、私も一生懸命勉強しているところでございます。この審議会の所掌範囲からは外れることにはなりますが、私もいろいろな形で、藤岡委員はじめ皆様に研究成果をフィードバックできるように鋭意努力してまいりたいと思います。

いずれにしても、大変重要な御指摘だと思います。どうもありがとうございました。

それでは、その次になりますが、服部委員、よろしく願いいたします。

○服部委員 服部です。よろしく願いいたします。まず、提言案の取りまとめ、ありがとうございます。私も、今まで複数の委員の先生方からお話がありましたように、CVD措置の対応についてのアウトリーチの一步となる非常に分かりやすい資料としてまとめていただいていると思いました。そういう意味では、極めて素人的に、こんなことも書いてあると良いのでは、と思った点について、若干コメントをさせていただこうかなというのが一つございます。

1つ目は、先ほど三石先生もおっしゃっていた点ですが、2ページのところで補助金の要件があるのですが、ここを読みながら、要件だけではなく、どういうものが補助金とされてきたのかというような具体例があるほうがより分かりやすいのではないかと思います。

また、もう1点申し上げようと思っていることと関連するのですが、3ページに上げられています米国・EUにおけるCVD措置の発動事例という中において、ADの併用に関しては、特に米国は全ての事例において○印（併用）という形になってはいますが、後ろのほうを見ると、ADとCVDによる賦課がダブルになってはいけないということも書いてありまして、他方でこの表では賦課税率の欄には数値が1つだけ書いてある、というあたりで、この表の見方として、賦課税率のところはCVD単独の数値ということか、それともCVDプラスADの数値なのか、そのあたりが、ぱっと見たときに分かりづらかった部分があったので、そのあたりが明確になると、表も見やすいのではないかと思いますというのが2点目です。

それから、素人的にという意味で言うと、いろいろな困難さの中で、WTOへの通報も

不十分であるという下りがあるのですが、そもそも「WTOへの通報」とは何か、と思うこともあるかもしれませんし、あるいは、米国商務省が公表している巨大な補助金リストを活用する場合、その補助金リストというのはどこに行けば見ることができるのか、と思う気がするので、ほかのところにもいろいろな参照が引いてあるのと同様に、その辺りへのリファアをしていくと、基本マニュアルとしても、より良い印象を受けるのではないかと、過大な要求かもしれませんが、そう思ったというのがもう1点です。

もう1つの点としましては、DRAMの案件などを具体的に引用していただいて、タイミングの重要性ということを非常に痛感するものではあったのですが、他方で、必要な情報の収集の難しさということも書かれており、特に、最先端を行っているであろう鉄鋼業界でも、ADのほうはモニタリングができるけれども、CVDはなかなか難しいとの記載があります。それが現実なのだと思うのですが、そういう記述を見てしまうと、やはりCVDの活用は難しそうだと、という印象も受けてしまいます。

他方で、そこまで難しいものに対して、AD措置に加えてそれを実施する、あるいはAD措置をしないでCVDだけを実施することのメリットがどれだけあるのかという点に関して、後ろのほうを見ていくと、ADで大分カバーできてきているといった論調のところもあります。その辺りの事実と、克服しなければいけない課題という意味ではそのとおりなのですが、CVDを活用していきましょうという中では、若干ネガティブというか、やっぱり難しいのだという印象を持たせてしまう面もあるのではないかと、というのが率直な感想ではあります。それが2点目です。

最後に3点目として、先ほど川瀬先生も引用されて、あるいは藤岡先生もおっしゃっていたのですが、今、グローバルで対応しなければいけない多種多様な政策が増えてきています。通商政策もその一つで、そのほかに、例えば、環境や他の政策があるので、通商政策の中での各国いろいろな協調というものと併せて、他の政策との整合性というか、協調というか、そういったものも通商政策を推し進めていく中では重要なのではないかとということも感じました。

以上になります。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。細かい点まで丁寧に報告書にお目通しいただき、体裁や読みやすさの問題として大変重要な御指摘だと思いますので、可能な限り、事務局のほうで御対応をお願いできれば大変ありがたく存じます。

それでは、順番で、中谷委員、よろしくお願ひいたします。

○中谷（淳）委員 J E I T Aの中谷です。提言案の取りまとめ及び御説明をいただき、どうもありがとうございます。

我が国の発動事例は韓国産のD R A Mを対象としたものですが、この事例を詳しく御紹介していただいたことで、非常に分かりやすい内容になったと思います。

昨今、ハイテク分野の育成として各国で産業補助金を投入する事例が多く見られています。そのため、我々 I Tエレクトロニクス業界としても、各国の補助金の動向は注目すべきものだと理解しております。

C V D措置の使い方を企業が正しく理解することが非常に重要ですが、我々の会員企業に対して、経済産業省の取組等の情報提供を通じて、このC V D措置の認知度不足の解消に向けて協力していきたいと思っております。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次は、中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷（和）委員 ありがとうございます。提言案の1ページで指摘されておりますように、国際法上、正当なツールを活用できるようにしておくということは、国家とステークホルダーの利益を確保する上で重要であり、提言案を全面的に支持したいと思います。

その上で、4点、申し上げたいと思います。

第1に、この補助金の情報の入手が困難であることへの対応として、各国の調査当局間の協力がまずは重要であります。それに加えて、将来的には、やや荒唐無稽ですが、W T Oや、場合によりO E C Dなどの国際的フォーラムにおいて、補助金情報のクリアリングハウスができることが望ましいと思われまます。制度設計はさまざまだと思いますけれども、例えば、当該国のほか、第三国や第三者からも補助金情報を広く集めて、情報提供国や情報提供者には集積された情報を利用できるようにするといったことが考えられるかもしれません。そのような、いわば世界補助金情報集積センターの創設を提案するというようなことを、もしかしたら中長期的には検討してもよいのではないかと思います。

第2に、通商法の専門人材の育成に関して、大学でアウトリーチを進めていただくということは大いに結構です。同時に、若い人を引き寄せるにはキャリアパスの確立が重要ですので、この点も併せて、官公庁や経済界において検討していただくことが望ましいと思われまます。

それから、第3に、為替操作といった国際金融に本籍を置く事項や、温暖化対策といった国際環境に本籍を置く事項と国際通商とのリンクは、今後も、C V Dに限らずさまざま

な場面で見られると思われます。このような主題横断的な事項については、官庁横断的にオールジャパンで対応や方針について検討する必要があると思われます。

最後に、第4に、報復リスクへの対応につきましては、名案があるわけではないのですが、正当な措置に対する報復的措置（retaliation）は国際法違反になるということ。そのような違法な行為がもし取られた場合には、外交保護権の行使も含めて、必要な合法的措置を取るということを政府として毅然として表明することがまずは重要なのかなと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○川瀬小委員長　中谷先生、どうもありがとうございます。中谷先生のお力をおもちまして、東大のほうでも、国際経済法は大事だということをおっしゃっていただいて、ぜひ有為な人材を法曹界、官界、そしてもちろんビジネス界にも送り込んでいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、次は、後藤委員、よろしくお願ひいたします。

○後藤委員　よろしくお願ひいたします。提言書を大変分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。産業界に対して認知度を上げるといったことと併せて、唯根委員や宮本委員もおっしゃっていましたが、国民への発信というところが盛り込まれている点が私も大変重要と感じました。一方で、その発信する方法について、まだ具体的には多分出てきていないのではないかと感じました。

先日、経産省さんから日経新聞のコピーをお送りいただいたところですが、経産省さんのホームページ以外にも、メディアをもっと活用した形で一般の皆さんに発信するといったこともできるのではないかと個人的には感じました。

また、情報の収集が大変難しいという御意見が皆様からも出ておりましたけれども、すぐにといいわけではありませんが、これからケースがたまっていけば、そのケースや資料をデータベース化したり、あるいは、関わる皆さんが情報を共有できる場を整備するといったことも長期的には考えていっていいのではないかと感じました。

○川瀬小委員長　後藤委員、どうもありがとうございました。メディアを活用した情報発信ということでございますけれども、何か具体的なアイデアがございましたら、ぜひ特殊関税等調査室のほうにお寄せいただければ幸いに存じます。

それでは、河辺委員、よろしくお願ひいたします。

○河辺委員　提言案や各委員の方々の示されている方向性とおおよそ一致しているコ

ントとなりますけれども、CVD措置の利用状況において、国や産業などに偏りがあることを認識し、また、いろいろと学ばなければならないことを実感しております。

実際に利用するかは別にして、まずはアウトリーチ活動によって、より多くの人に、貿易救済措置のツールの一つとして、仕組みや効果、経済性などを正しく理解されるようになればと思っております。企業の国際化が進む中、同じ品目を日本や欧米など複数の拠点で製造しているケースがあろうかと思えます。補助金による貿易上の損害が生じている場合に、拠点によって、選択できる貿易救済措置を申請する際のハードルに差異があって、ビジネスを拡大する上で、障害にならないことを願っております。

また、2017年4月からの制度改正によって、申請者の負担を軽減するために政府がCVD調査を行っていただけるようになり、申請の為の要件も見直して頂いております。一方で、民間レベルではそれほど進んでいないのではないかと考えております。CVD措置の申請が増加していないことは幸いなことなのかもしれませんが、そもそも、どの国でどのような補助金が存在し、どのような産業に、また、自分たちの事業などに影響している可能性があるかが、企業や団体にきちんと認識されていない状況があろうかと考えています。

また、利用できる調査情報や、そのリストやデータベースなどがあると、申請に向けた考察にも役に立つと思えます。したがって、このような情報が調査当局等に集約され、公開されるという環境が整うとありがたいと考えております。

○川瀬小委員長 河辺委員、どうもありがとうございました。

それでは、鍵山委員、よろしくお願いいたします。

○鍵山委員 ありがとうございます。これまで当業界ではCVD措置相殺関税措置にはあまりなじみがなかったのですが、今回、読ませていただいた提言の内容というのは非常に広範にまとめられており、参考になるものだと思っております、取りまとめいただいたことに感謝いたします。

と同時に、この情報発信というのがやはり重要ではないかなと思っております。業界内部の関係者や幾つかの会員企業の方にもCVDのことについて聞いてみたのですが、申請の際の問題点ですとか具体的な措置の話以前に、例えば、この中にも書かれていますけれども、どんな補助金がレッドあるいはイエローかといったところが明確でない人も業界には多数みられました。前回、例えば、ハイテク繊維、軍民両用に使うものについて、国の補助金が多いという話もさせていただきましたが、そういう例ですとか、あるいは、例え

ば、昨年、新型コロナのときに当業界でも防護服やマスクといった設備投資を国の補助金で実施しているところもあるようですけれども、例えば、そこでつくったものを将来輸出したときに、これは禁止された補助金に該当するのかどうかですとか、工場で省エネ設備に切り替えたときはどうかなど、いろいろな種類の補助金があると思うので、どういったものが問題かという話が、入り口に近いところで情報発信の際に一言あるとありがたいと思いました。

それから、提言の最後のところに気候変動や環境の話がありますが、そこに関して一言コメントがあるとしたすと、当業界でも、欧州がリードする形で、サーキュラーエコノミーのような動きがどんどん進んでいます。例えば、既存の石化の原料からリサイクル素材やバイオベース素材への切り替えですとか、あるいは、カーボンニュートラルのための設備の切り替えといった話が、日本だけでなく、アジアでも急速に進んでいくという形に現在なっております、これまでは、相殺関税のような話はあまりなじみがなかったのですけれども、提言として記載されると、こういうグローバルな課題とCVD措置との関連というのは、今後とも、関心を持って見ていかなければいけないと思った次第です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、大変お待たせしました。最後になりましたけれども、安藤委員、よろしくお願いいたします。

○安藤委員　　ありがとうございます。取りまとめのほうをどうもありがとうございました。今後の対応の方向性というところも、分かりやすくまとめられていると思ひまして、特に、「日本においても、公平な競争環境の確保に向けて、他国における市場歪曲的な措置に対しては、AD、CVDも適時に活用できる環境を整備することが望ましい。」というところは、全くそのとおりかと思っています。

以前の委員会でもお話ししましたし、和田委員からのコメントにもありましたけれども、そもそも本来は不公正な競争環境にならないような状況のほうが望ましいわけで、そういうほうが優先されるべきかもしれません。そういう意味で読めば、必要なときに使うのだよということになるので分かるのですが、もし余裕があれば、そういう話もどこかで触れられたらいいのではないかと思います。

それに関連して、1ページ目の3段落目ですけれども、「特に、途上国の補助金政策により貿易構造がゆがめられる中、補助金規律のための一方的措置であるCVD措置の重要性は高まっており……」と書いてあります。

この部分は中国のことを念頭に置いているのかと思いますが、ここだけをあまり知識のないまま読むと、途上国が貿易構造を大きくゆがめていると読めなくもありません。その割に、「現状認識」のところでは、発動している側の情報は記載されているのですが、どういうところが対象になっているか、つまり、どういうところが競争環境をゆがめている可能性があるかというような情報は、ざっと見たところ、事例はあるのですが、世界全体でどんな感じだといった情報が入っていない感じがします。

ついては、「現状認識」のところで、バランス的に、発動している側、されている側のどちらもあったほうが良いと思います。細かい情報は要らないと思いますが、今書いてあるような発動側のざっくりした情報と同じぐらいに、被発動国というのでしょうか、どこにどういふものがあるのかが分かるような情報もあったほうが良いのではないかと思います。

それから、先ほどの話に関連して、「CVD措置の重要性が高まっており」から始まってしまうと、それがすごく望ましいことだと読めなくもありません。もちろん趣旨はよく理解していますので、こういうトーンでいくことがいけないというわけではないのですが、措置が重要というよりも、そうせざるを得ないときに必要な使える環境を整えるという前提で、書きぶりだと思いますが、少し文章を整えてもらえるとより望ましいのではないかと思います。

○川瀬小委員長 安藤委員、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、委員長自身がきちんと読まなくてどうするのだ、とお叱りを受けそうですが、「途上国が」というのは、私も、そのように言われると、そう思いました。

どちらかというところ、途上国は、WTOの議論では、我々はむしろ財政的に貧しいので、補助金を出せない、先進国が出す補助金に我々は翻弄されているのだというのが、彼らの言い分でございます。特に、鉱工業分野ではなくて、綿花のように、農業分野での議論が大変多いのは御存じのとおりだと思いますが、はっきり言ってしまえば、中国を中心に、国家資本主義を取っている国の補助金の競争は競争中立性がやはり問題である、というところに話は収束するのだらうと思います。少し表現ぶりを事務局と御相談しながら調整したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、各委員からの御意見は一巡いたしましたので、事務局の三輪田室長のほうから、これまでの御指摘についての受け止め、御回答を、可能な範囲で結構でございますので、よろしく申し上げます。

○三輪田特殊関税等調査室長　　大変示唆に富む御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

まず、和田委員からの御意見は、産業界のアウトリーチに当たって、ウェブなども活用させていただきながら積極的に、一度と言わず何度でも御説明をさせていただく機会をいただければと思っているところでございますので、ぜひ御相談させていただければと思います。

次に、唯根委員、そして宮本委員からの御指摘とも関連するかと思いますが、国民全体にといったところで、SDGsの御指摘もあったかと思えます。貿易救済という措置は、端的に言えば、安ければいいというのが一般的には第一次的な反応だろうというところは大変理解しております。

そうした中で、持続的な経済・社会を確立するためには、長期的に見ながら適切な措置を取っていくことが必要なのだということを国民の皆様に丁寧に御説明をして、御理解をいただくというところがすごく大事なポイントかと思っております。救済措置の中でも、CVDはAD以上に、制度としてもすごく難しいというか、複雑というか、そういう問題だと思えますので、今後、アウトリーチ活動にもさらに力を入れながら進めていきたいと思っております。

特に、9月2日に国内の産業界の皆様向けに御説明をさせていただくセミナーを開催する予定でございますが、こういった際にも、実際にAD、CVDはどういうものなのか、企業にとってどういうメリットがあるのかといったところから、分析の仕方をはじめ、少しでも参考になるような情報をしっかり御説明、発信をしていきたいと思っております。

それから、三石委員、服部委員にも御指摘をいただきましたけれども、補助金の具体例については御指摘のとおりだと思います。通政局というところに知見としてたまっている部分もありますので、今後連携しながら、こういった補助金があるのかということも含めて、アウトリーチのときに、発信に当たってはしっかりとご説明をしていけるように、ホームページなどでも工夫ができるのではないかと思います。

それから、服部委員に御指摘いただいた、ADとの併用について少し分かりにくいという点は、御指摘ごもっともだと思いますので、修正をさせていただきたいと思えます。

それから、後藤委員、中谷委員に御指摘いただいたところとも関連して、アウトリーチ活動については、国民目線での発信を行いつつ、確かに最後に御指摘いただいたとおり、

御説明が不十分なところがあったかと思しますので、見直しの上で修正をして、改めて皆様にお送りしたいと思います。

皆様からの御指摘を反映させていただくお時間を頂戴して、できるだけ早いタイミングでの公表につなげていきたいと思っております。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、本日こちらから御提示申し上げました提言案につきましては、おおむね皆様から御賛同いただけたと、コメントを拝聴して理解をしております。本日、貴重な御意見、御議論を多数頂戴しましたので、これを踏まえて、今、三輪田室長のほうから御説明申し上げますとおおり、さらに修正を加えて、他方、技術的な修正も幾つか残っておりますので、これらにつきましては事務局に御一任をいただきまして、最終的な校正をきちんとお願いをした上で、速やかに公表したいと考えておりますが、この方針で御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。特に御異議はないということで、よろしいでしょうか。

御賛同、どうもありがとうございます。それでは、その方向で取り進めさせていただきます。

提言の最終案は公表前に事務局のほうから皆様にメールで送付をさせていただきます。

三輪田室長、最終案をお送りして、御確認をいただいて、公表というステップでよろしいですね。

○三輪田特殊関税等調査室長　　はい、さようでございます。本日いただいたご意見を反映した上で、皆様にお送りしたいと思います。

○川瀬小委員長　　よろしく願いいたします。

今回の提言を踏まえた取組状況につきましては、貿易救済措置の調査報告と併せまして、当小委員会を開催いたしまして、その中でフォローアップをしてまいりたいと思っております。

また、提言の最後にありましたサプライチェーンのグローバル化、あるいは気候変動による産業構造の変化に対応するための貿易救済措置の在り方、こういった新しい課題につきましては、別途、有識者の研究部会を立ち上げまして、こちらのほうで検討してまいりたいと考えております。こちらにつきましても、次回の小委員会で検討状況を御報告申し上げたいと考えております。

それでは、最後になりましたが、事務局を代表いたしまして、風木貿易管理部長から一

言御挨拶をお願い申し上げたいと思います。風木部長、どうぞよろしくお願ひいたします。
○風木貿易管理部長 川瀬委員長、どうもありがとうございます。それから、本日は、委員長のリードで各委員の方々から大変貴重なコメントをいただきまして、大変ありがとうございます。

冒頭に、飯田貿易経済協力局長から、前回の小委員会での御指摘の3つの話が主にありまして、特に補助金の情報収集の困難性、報復の論点、それからアウトリーチでございますが、とりわけ、最初の補助金の情報収集の困難性については、調査当局間の連携の話がかなり強く出ておりましたので、これはまさに私の貿易管理部のDGレベルでも、米国やEUの当局と直接話もしまして、情報共有の意思疎通をしっかりと図れるようにやってまいりたいなと思っております。御提言いただきまして、ありがとうございます。

それから、2つ目の報復の話も、各国との連携を進めることによって軽減できる面もございますので、ここも併せてしっかり検討あるいは実施をしていきたいと思っております。特にこの関連では、和田委員からも御指摘いただきました三極貿易大臣会合で産業補助金のルールメイキングについて、これまでも日本政府あるいは経済産業省は非常に熱心に取り組んでまいりました。ルールメイキングとエンフォースメント——AD、CVDの活用は当然両輪でございますので、欧米当局は連携してやっています。我々もそうでございます。したがって、今後もしっかり大局を見ながら進めてまいりたいと思っております。

それから、3つ目のアウトリーチあるいは認知度の向上については、今日は大変貴重なさまざまなインプットをいただきました。もう少し分かりやすい説明という点に関しまして、リンクを増やすとか、SDGs、消費者目線などについて記載するといった、我々には正直欠けていたところもあると思っておりますので、こうした点にしっかり対応して参りたいと思っております。

それから、人材と体制については、さまざま勇気づけられました。産業界、官界、大学を含めて、今回の報告書を契機に、いろいろな資料も充実していただいたことでもありますので、我々としてもしっかり普及を図っていき、より分かりやすい説明とともに、実際の執行にもつなげていくことができればと思っております。今後もぜひ、今日御参加いただいた委員の方々のお協力も得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、有識者研究会の立ち上げの御提案がございましたので、これは私ども事務局で、ここで述べられたような課題なども踏まえながら、将来の課題についてしっかり検討する

ということで進めさせていただければと思っております。今後もぜひどうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長 風木部長、どうもありがとうございました。

産業補助金は、WTO改革の中で上級委員会の問題と並んで、一丁目一番地というか、今後、最も大事な課題になっていくと思います。また、補助金は、実態的なルールの改革ということだけではなくて、もう一つ、WTO改革の非常に大きな柱である透明性の問題にも関係しており、これは補助金だけではないのですが、通報が欠けていてデータベース化が整っていない、見える化ができないということに関しては、補助金が一番遅れているというのはずっと言われてきていることだと思います。

そういう意味では、補助金についてはいろいろな問題がございまして、これにどのように対応するかということは、CVDの利活用の問題と全く切り離すことができない問題でございまして、そういうことも含めまして、新しい有識者会議のほうで御検討いただきたいと考えております。

それでは、本日こちらで御用意いたしました議題は以上でございます。委員の皆様方、あるいは事務局のほうから、付け加えるべきことは何かございますでしょうか。

特に無しということでございます。

なお、本日の小委員会の議事録につきましては、作成次第、皆様に御確認をお願いしたく存じます。御多忙のところを恐縮でございますが、速やかにお返しいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は温暖化の話が多数ございましたが、暑かったり寒かったり、特に西日本のほうではずっと雨が続けております。コロナは御案内のような状況でございまして、まさに「不順の折、御自愛ください」という言葉がこれほどびつたりの夏も珍しいのではないかと思います。

お盆の時期、夏休みも過ぎまして、これからまた委員の皆様におかれましてはそれぞれの持ち場で御多忙な日々にお戻りかと存じますけれども、どうぞお体にお気をつけて御活躍をいただきたいと存じます。

それでは、本日はこれをもちまして当小委員会を閉会させていただきます。御多忙のところを御参集いただき、また、大変建設的な御議論をいただきまして、ありがとうございました。それでは、また次の機会にお目にかかります。

—了—